

長野県放射性物質事故災害等対策指針

第1章 総則

1 目的

この指針は、長野県の地域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策について、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 定義

この指針における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業者」…放射線障害防止法第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業所」…放射線同位元素等取扱事業者が許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

第2章 放射性物質に係る事故災害等予防対策

放射性物質事故災害等に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

(1) 放射性同位元素等取扱事業所の把握等

県及び市町村は、文部科学省、消防庁等からの情報等を基に、放射性同位元素等取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。（危機管理部）

(2) 放射性同位元素等取扱事業所の事前調査

消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素等取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法及び消防活動上の留意点

(危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等)を、予防査察等により事前に調査しておくものとする。

(3) 放射線検出体制の整備

消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておくものとする。

(4) 消火活動体制の整備

消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努めるものとする。

2 防護資機材の整備

県、市町村、警察及び消防機関は、放射性物質事故災害等に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策及び復旧

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧につき、下記以外の項目については、長野県地域防災計画原子力災害対策編第3章及び第4章を準用する。

第1節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

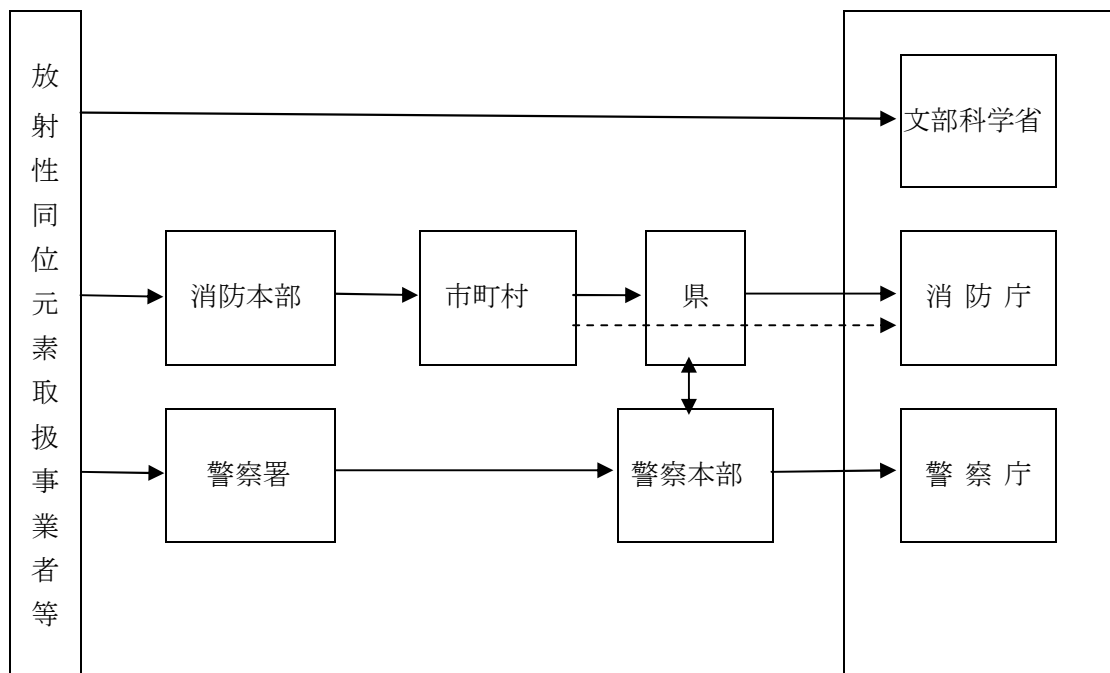
(1) 放射性同位元素等取扱事業者等の事故情報等の連絡

放射性同位元素等取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合においては、直ちにその旨を警察署に通報する。また、放射性同位元素等取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省に届け出ることとする。(放射線障害防止法第33条第2項、第3項)。併せて消防本部にも通報する。

(2) 県は警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちにその旨を消防庁に報告する。併せて関係市町村に連絡する。

(3) 市町村は、放射性同位元素等取扱事業所において、火災の発生(発生のおそれがあるものを含む。)を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(4) 放射性同位元素等取扱事業者の事故発生に係る連絡系統



2 活動体制

(1) 放射線同位元素等取扱事業者の活動体制

放射線同位元素等取扱事業者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、放射線同位元素等取扱事業者は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

(2) 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

放射線同位元素等取扱事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、状況に応じて事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

第2節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

1 不法廃棄事案発生時の情報伝達

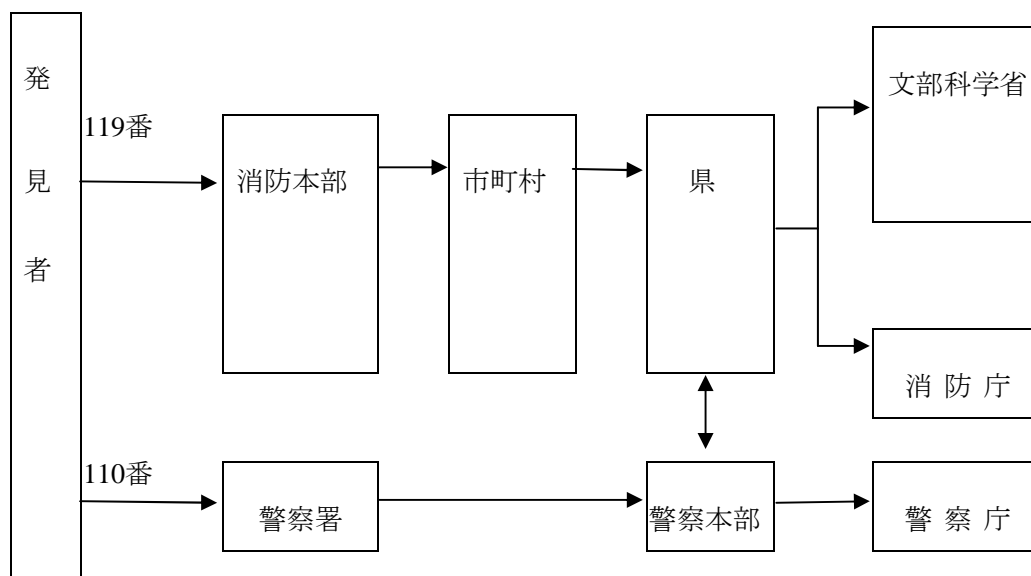
(1) 情報の収集・連絡

ア 放射性同位元素等取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちにその旨を管轄の消防本部、最寄りの警察署に通報し、通報を受けた消防本部は市町村に、警察署は警察本部に連絡する。

イ 連絡を受けた市町村は、県に報告するものとし、県は文部科学省及び消防庁に報告する

ウ 不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統

不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統は次のとおりとする。



(2) 報告後の対応

国、県、市町村及びその他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制（危機管理部・環境部）

ア 県は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報の収

集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図りつつ状況の把握に努めるものとする。

イ 県は、国との連絡調整をはかりつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など対策についての支援・協力を要請するものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努めるものとする。

(3) 警察機関の対応

不法廃棄の通報を受けた最寄りの警察署は、不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(4) 消防機関の対応

不法廃棄の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

県及び市町村は、必要に応じて不法廃棄された放射性物質の処理及び除染作業を行う。また、放射性物質を不法廃棄した者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。（環境部）